

生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）委員会及びパブリックコメント修正箇所一覧

資料2

市民文教委員会（1月18日でいただいたご意見）				パブリックコメントでいただいたご意見				最終の修正内容			
No.	該当頁	意見の内容	頁 修正後	修正内容	No.	該当頁	意見の内容	意見に対する審議会の考え方	頁 修正後	項目	修正内容
					1	P1	1 「基本計画策定の背景」 記載を簡略化して分かり易く記載してほしい。	基本計画策定の背景については、人権関係法をはじめ国・県の動向をできるだけ分かり易く具体的な記載を心がけておりましたが、ご指摘いただいた趣旨も再度十分に検討を行い、適切に対応させていただきます。	P1	1 基本計画策定の背景及び動向	「生駒市の2005（平成17）年に「生駒市人権施策に関する基本計画」が策定されてから10年以上が経過しました。 この間も、国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への事実に基づかない偏見や差別などが社会問題化しています。 このような状況を踏まえ、国においては2005（平成17）年10月に「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が、2013（平成25）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、続いて2016（平成28）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、同年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が制定されました。 奈良県においては、2015（平成27）年3月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」など人権に係る条例の制定、関連計画の策定などが進められました。 また、生駒市においても、2008（平成20）年2月「生駒市男女共同参画都市宣言」を、同年4月「生駒市男女共同参画推進条例」を制定するなど人権問題に係る取組を進めてきました。 これらの取組が進む一方で、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など過去からある人権問題は未だなくなり、また新たな人権問題も発生してきています。 2018（平成30）年に実施した生駒市人権に関する市民意識調査結果においては、市民の中に人権意識の定着が見られるものの、誤った認識に基づく差別や偏見もみられ、人権侵害を受けたと回答した人が減少していない状況です。近年では、スマートフォンなどの普及により、情報発信が迅速に行えるようになった一方で、SNSの普及により、インターネットの利用がさらに進み、人権侵害の認識がないままに人権問題が生じる事例も増加しています。 このような変化する社会的背景を踏まえ、人権教育及び人権啓発の必要性はますます増えています。そこで、これまでの取組をさらに進化させるとともに、人権に係る新たな課題に対応するため、「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）」を策定することとしました。」
1	P3	第1章 基本的な考え方で、(3)県の取り組み、(4)生駒市の取り組みはこれだけですか。 国の方では、ベースになる法律がありますので、制度的なところはここで列挙しておくべきだと思います。	P2 P3	世界、国内、奈良県、生駒市ごとに主な取り組みを年表形式で掲載します。	2	P2 P3	2 「人権施策に関する動向」 国、奈良県、生駒市の主な取組について、説明を入れるべきではないですか。	ご意見のとおりですので、文章を追加させていただきます。	P2	2 人権施策に関する取組状況	「生駒市の2005（平成17）年に旧「生駒市人権施策に関する基本計画」策定以降、人権施策に関する国の動向をみると、2005（平成17）年10月「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」制定、2007（平成19）年12月「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び2013（平成25）年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されました。 また、2007（平成19）年4月「男女雇用機会均等法」、2008（平成20）年1月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、2009（平成21）年4月「次世代育成支援対策推進法」、2010（平成22）年6月「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」など、個別の人権関係法の改正がなされています。 そのような中で、2016（平成28）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動の解消のための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。また同年12月には、部落差別のない社会の実現をめざすことを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。 奈良県では、2008（平成20）年2月「人権教育の推進についての基本方針」が策定され、人権教育を総合的に進める方針が示されています。また、

市民文教委員会（1月18日でいただいたご意見）				パブリックコメントでいただいたご意見				最終の修正内容			
No.	該当頁	意見の内容	頁 修正後	修正内容	No.	該当頁	意見の内容	意見に対する審議会の考え方	頁 修正後	項目	修正内容
											人権の個別分野においては、2006（平成18）年3月「なら男女 GENKI プラン」の策定、2015（平成27）年3月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の制定、2016（平成28）年3月「奈良県女性の輝き・活躍促進プラン（第3次奈良県男女共同参画計画）」の策定、「奈良県犯罪被害者等支援条例」の制定がされ、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推し進めるため、同年9月に「奈良県犯罪被害者等支援計画」の策定が行われました。 生駒市では、旧計画の策定以降、男女共同参画社会の実現を目指して、2008（平成20）年2月「生駒市男女共同参画都市宣言」を、同年4月「生駒市男女共同参画推進条例」を制定し、2015（平成27）年3月「生駒市男女共同参画行動計画 You&I プラン(第3次)」を策定しています。」
2	P4 P5 P6	基本計画の方針のところ、「・・・人権教育及び人権啓発を推進することが必要です。」 現状及び課題の話が、ここにきています。性格のところ書かれているのが、方針のように書かれています。基本理念の後ろに視点というのがあって、これも方針のように書かれています。	P4	3 現状と課題 国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への事実に基づかない偏見や差別などが社会問題化しています。 人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、生駒市においても現実発生しています。 2018（平成30）年に実施した生駒市人権に関する市民意識調査結果においては、市民の中に人権意識の定着が見られるものの、誤った認識に基づく差別や偏見もみられ、人権侵害を受けたと回答した人が減少していない状況です。近年では、スマートフォンなどの普及により、情報発信が迅速に行えるようになった一方で、SNSの普及により、インターネットの利用がさらに進み、人権侵害の認識がなくても人権問題になってしまう事例も増加しています。このような急激に変化する社会的背景をふまえ、人権教育及び人権啓発を推進することが必要です。					P4	3 現状と課題	3 現状と課題 国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への事実に基づかない偏見や差別などが社会問題化しています。 人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、生駒市においても現実発生しています。 2018（平成30）年に実施した生駒市人権に関する市民意識調査結果においては、市民の中に人権意識の定着が見られるものの、誤った認識に基づく差別や偏見もみられ、人権侵害を受けたと回答した人が減少していない状況です。近年では、スマートフォンなどの普及により、情報発信が迅速に行えるようになった一方で、SNSの普及により、インターネットの利用がさらに進み、人権侵害の認識がなくても人権問題になってしまう事例も増加しています。このような急激に変化する社会的背景をふまえ、人権教育及び人権啓発を推進することが必要です。
			P4	4 基本理念 生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)では、旧計画の基本的な考え方を踏襲し、「地域共生社会※」の考え方をふまえ、誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合う人権尊重のまちづくりを進めます。	3	P4	「地域共生社会」について、詳しい説明を追加していただきたい。	本計画の根幹となりますので、説明を追加します。	P4	下段	※地域共生社会とは「地域共生社会」の実現に向けて 平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定
			P5 P6	6 基本計画の方針 旧「生駒市人権施策に関する基本計画」においては、日本国憲法で定める基本的人権の尊重を基調とし、国・県の動向や、生駒市総合計画等の上位計画、「地域共生社会」の考え方を踏まえつつ、人権教育及び人権啓発を、地域でのあらゆる機会を通じて、総合的かつ効果的に行うため、女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人など誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合うこと、人権が市民の一人ひとりの思考や行動の価値基準として根差すことをめざしてきました。 今回の「生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)」では、このような旧計画の基本的な考え方を踏襲し、先述した基本理念のもと、さらなる人権尊重のまちをめざします。	4	P5	6(1)「旧基本計画で培った視点の確保」⇒「旧基本計画で培った視点の踏襲」に改める。	「踏襲」より「確保」の方の表現が適切なので計画案のとおりとします。	P5		計画案のとおり
				(1) 旧基本計画で培った視点の確保 まず、施策推進にあたっては、これまでと同様に次の3点からなる視点を確保します。 ① 毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を実施しており、新たな人権問題にも対応し、今後も市民	5	P5	6(1) 旧計画で培った視点の確保 「まず、施策推進にあたっては、・・・視点を確保します。」は、「取組の方向を定めます。」と明記されたい。	ご意見のとおり変更させていただきま	P5	(1) 旧計画で培った視点の確保	「これまでと同様に、次の3点の視点に基づき、取組の方向を定めます。」
					6	P5	6(1) 旧基本計画で培った視点の確保 という項目の一つであることから、①ではこれまでの取組を羅列するよりも、むしろ「これまでの取組」としてまとめて記載した方がよいのではないですか。	ご意見のとおり変更させていただきま	P5	(1)①	「基本的に従来の取組を踏襲するとともに」

市民文教委員会（1月18日でいただいたご意見）				パブリックコメントでいただいたご意見				最終の修正内容			
No.	該当頁	意見の内容	頁 修正後	修正内容	No.	該当頁	意見の内容	意見に対する審議会の考え方	頁 修正後	項目	修正内容
				一人ひとりが人権意識の高揚を進めます。 ② 効果的な人権教育・啓発の実施、人権侵害の潜在化に対する状況把握、迅速な対応ができる体制の整備を行います。 ③ 「地域共生社会」の考え方を踏まえ、市民が日ごろの生活の中で地域の問題に関心を持ち、支え合い、理解し合いお互いを尊重し合うまちの実現に向け、人権意識の高揚を促進します。 (2) 計画策定についての留意点 なお、今回の基本計画については、次の5点に留意して策定します。 ① 「生駒市人権擁護に関する条例」を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策の方向性を示し、個別の人権施策の方向性を明らかにし、様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。 ② 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「奈良県人権施策に関する基本計画（改定中）」の趣旨を生駒市の人権施策に反映させます。 ③ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第5条に対応する計画と位置付けます。 ④ 本市の上位計画である「第6次生駒市総合計画」との整合性を図ります。 ⑤ 人権啓発、人権教育、人材育成及び各人権施策分野に人権施策プログラムにおいて成果目標を設定します。	7	P5	6(1)②「・・・体制の整備を行います。」は、体制の整備と仕組みの整備が必要ではないですか。	ご意見のとおり変更させていただきます。	P5	(1)②	「・・・体制・仕組みを整備します。」
					8	P5	6(2)①「効果的な推進を図ります。」⇒「効果的な推進を図るよう留意します。」に改める。	「図るよう留意します。」より「図ります。」の方の表現が適切なので計画案のとおりとします。	P5	(2)①	計画案のとおり
					9	P6	6(2)⑤では、人権施策プログラムで成果目標を設定すると記載しているが、基本計画策定の留意点である以上、当該計画と人権施策プログラムとの関係性を具体的に記載すべきではないですか。	ご意見のとおり変更させていただきます。	P6	(2)⑤	「本計画では取組の方向性を示し、具体的な取組及び成果目標については本計画を踏まえた「人権施策実施プログラム」に定めます。」
					10	P11	1 前文2～3行目 「保障しその充実を進めます。」⇒「保障します。」に改める。	「保障しその充実を進めます。」より「保障します。」の方の表現が適切なのでご意見のとおりとします。	P10	1 前文2～3行目	「多様な学習の場を保障します。」
					11	P11	1 前文7行目 取り組みを視野において⇒カット	「の取り組みを視野において」を削除した方が適切なのでご意見のとおりとします。	P10	1 前文7行目	削除
					12	P11	1(1)①下から3～2行目 大切さが認められていること⇒「大切さが認められていること(自尊感情)」に改める。	「(自尊感情)」を加えない方が適切なので計画案のとおりとします。	P11	1行目～2行目	計画案のとおり
					13	P14	イ 2行目 「山びこ」⇒「山びこ(市と市人権教育推進協議会の共催事業)」に改める。	「山びこ」は、市と市人権教育推進協議会の共催事業ですので、ご意見のとおりとします。	P14	イ 2～3行目	「山びこ」(生駒市と生駒市人権教育推進協議会の共催事業)
					14	P14	ウ 下から2行目 自治会選出の人権推進委員対象の研修会、⇒カット	「自治会選出の人権推進委員対象の研修会、」を削除した方が適切なのでご意見のとおりとします。	P14	ウ 下から3行目	削除
					15	P17	イ 上から2行目 KCN(近鉄ケーブルネットワーク)や奈良テレビ放送等の⇒「地域の」に改める。	「地域の」より「KCN(近鉄ケーブルネットワーク)や奈良テレビ放送等の」の方の表現が適切なので計画案のとおりとします。	P17	イ 5行目	計画案のとおり
					16	P17	イ 上から5～6行目 Webアクセシビリティ(情報がきちんと伝わり、機能やサービスが利用できること)⇒頁の最下段に用語説明として()内を入れる。	最下段に用語説明を入れるよりも現状の方が適切なので計画案のとおりとします。	P17	イ 8行目～9行目	計画案のとおり
					17	P17	②事業所への人権啓発 前文 上から8～9行目 事業所における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、生駒市人権教育推進協議会が、事業所における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、生駒市人権教育推進協	「事業所における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、生駒市人権教育推進協議会が設置され」より「生駒市人権教育推進協議会が、事業所にお	P18	前文9行目～10行目	「本市では、生駒市人権教育推進協議会が、事業所における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、」

市民文教委員会（1月18日でいただいたご意見）				パブリックコメントでいただいたご意見				最終の修正内容			
No.	該当頁	意見の内容	頁 修正後	修正内容	No.	該当頁	意見の内容	意見に対する審議会の考え方	頁 修正後	項目	修正内容
							議会が設置され⇒「生駒市人権教育推進協議会が、事業所における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、」に改める。	における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、」の方の表現が適切なのでご意見のとおりとします。			
3	P21 P22	第2章 人権施策の推進方向で、事業所の話が出てきますが、事業所に対する取り組みが主な施策として上がっていない。	P18	「生駒商工会議所等の加盟団体など事業所内に置ける研修等の支援を進めます。」	18	P17	②「事業所への人権啓発」 具体的な事業を記載すべきではないですか。	ご意見のとおり、イ 「事業所内人権研修への支援」に追記させていただきます。	P18	下から1行目～ 2行目	②イ 「事業所内における研修等の支援として、人権に関する出前講座や共催によるイベント等の開催を進めます。」
					19	P24	4～7行目 協働とは……基本となっています。⇒カットして頁最下段に用語説明が必要。	最下段に用語説明を入れるよりも現状の文中説明の方が適切なので計画案のとおりとします。	P25	4～7行目	計画案のとおり
					20	P27	2行目 協働して⇒カット	「協働して」を削除した方が適切なのでご意見のとおりとします。	P28	2行目	削除
					21	P27	下から2行目 協働できるように⇒「活動できるように」に改める。	「活動できるように」より「協働できるように」の方の表現が適切なので計画案のとおりとします。	P28	下から2行目	計画案のとおり
4	P32	ボランティア活動への支援 方向性で1つ書かれていますが、ボランティア組織、人材の育成や活動支援は書かなくて良いのか。	P27	・ ボランティア人材の発掘・育成 これまでに市民公益活動に参加していない市民等を対象に、市民公益活動への参画を促す啓発事業を各分野で行い、新たな人材の育成・発掘を行います。 ・ NPOの活動支援 NPOにとって必要な、団体の組織力を向上するための講座等を開催し、NPOの活動継続の支援を行います。新規立上げ支援も併せて行います。 ・ ネットワークの形成 まちづくりの主体である市民と市、市民同士が円滑に協働できるように、ネットワーク形成のための情報発信や機会の創出を図ります。					P28	アイエ	ア ボランティア人材の発掘・育成 これまでに市民公益活動に参加していない市民等を対象に、市民公益活動への参画を促す啓発事業を各分野で行い、新たな人材の育成・発掘を行います。 イ NPOの活動支援 NPOにとって必要な、団体の組織力を向上するための講座等を開催し、NPOの活動継続の支援を行います。新規立上げ支援も併せて行います。 エ ネットワークの形成 まちづくりの主体である市民と市、市民同士が円滑に協働できるように、ネットワーク形成のための情報発信や機会の創出を図ります。
5	P32	NPO、ボランティア活動への支援 方向性で、ボランティアを支援していく「ららポート」がありますので、その連携をお願いします。	P27	・ 相談業務の充実 市民活動推進センターららポートで、NPOやボランティア活動全般に関する相談業務を行い、分野に関わらない協働を促進します。					P28	ウ	ウ 相談業務の充実 市民活動推進センターららポートで、NPOやボランティア活動全般に関する相談業務を行い、分野に関わらない協働を促進します。
					22	P28	本文上から7行目 分野での活躍を講じています。⇒「分野で活動しています。」に改める。	「活動しています。」より「講じています。」の方の表現が適切なので計画案のとおりとします。	P29	7行目	計画案のとおり
					23	P31	方向性 ア 男女協働参画⇒「男女共同参画」に改める。	「男女協働参画」は誤りですのでご意見のとおりとします。	P32	ア	「男女共同参画」
					24	P33	本文1行目 地域の子育て機能の低下⇒カット	「地域の子育て機能の低下」は記載した方が適切なので計画案のとおりとします。	P34	本文1行目	計画案のとおり
					25	P34	上から4行目 権利や自由を尊重していくこと⇒「権利や自由を尊重しながら社会参加を促していくこと」に改める。	「権利や自由を尊重していくこと」より「権利や自由を尊重しながら社会参加を促していくこと」の方の表現が適切なのでご意見のとおりとします。	P35	5～6行目	「権利や自由を尊重しながら社会参加を促していくこと」
					26	P36	ウ 健全育成に向けての取り組み 上から6行目 警察が主体となった⇒「市と警察が連携した」に改める。	「警察が主体となった」より「市と警察が連携した」の方の表現が適切なのでご意見のとおりとします。	P37	ウ 7行目	「市と警察が連携した防犯教室等を開催」
					27	P37	カ 児童虐待防止対策の充実 下から2行目 ミュニティ⇒「コミュニティの場」に改める。	「コミュニティ」より「コミュニティの場」の方の表現が適切なのでご意見のとおりとします。	P38	カ 下から3行目	「コミュニティの場を構築していきます。」
					28	P37	キ 情報社会に参画する態度の育成 1行目 情報教育推進特区認定にもなって設置した新しい教科「情報」	現在は実施されていないので、記述を削除します。	P39	キ 1行目	削除

市民文教委員会（1月18日でいただいたご意見）				パブリックコメントでいただいたご意見				最終の修正内容			
No.	該当頁	意見の内容	頁 修正後	修正内容	No.	該当頁	意見の内容	意見に対する審議会の考え方	頁 修正後	項目	修正内容
					29	P38	下から4行目（新元号7）⇒カット	「(新元号7)」を記述した方の表現が適切なので計画案のとおりとします。	P40	下から3行目	計画案のとおり
					30	P40	イ 虐待防止と権利擁護 上から4行目 知見という言葉でいいのか	「知見」の言葉が適切ですので計画案のとおりとします。	P42	イ 4行目～5行目	計画案のとおり
					31	P41	カ 社会参加といきがいづくりの促進 いこま寿大学を加えるべき	「いこま寿大学」を記述した方が適切ですのでご意見のとおりとします。	P43	カ 2行目	「いこま寿大学等の文化、学習、スポーツ活動の活性化など、」
					32	P41	ク 地域ぐるみでの「支え合い・助け合い」体制の充実 「自治会との連携」を記載されたい。	「自治会との連携」を記述した方が適切ですのでご意見のとおりとします。	P43	ク 下から1行目	「災害時要援護者の把握、自治会との連携と支援体制の充実」
					33	P42	本文上から5行目 負担になり過ぎない範囲で⇒カット	「負担になり過ぎない範囲で」を記述した方が適切ですので計画案のとおりとします。	P44	本文5行目	計画案のとおり
					34	P46	本文下から12行目 同和問題に関する人権問題について⇒「同和問題について」に改める。	「同和問題に関する人権問題について」より「同和問題について」の方の表現が適切なのでご意見のとおりとします。	P48	下から12行目	「同和問題について、特に問題があると思うことは、」
					35	P50	本文下から6行目 (2018年(平成30)年12月)⇒中の( )は【】などの二重カッコであるべきではないのか	計画案のとおりとします。	P53	下から6行目	計画案のとおり
					36	P52	イ 国際理解の推進 3行目 ICTは頁最下段に用語説明が必要	ICTの後に説明書きを入れます。	P55	イ 3行目	「ICT（情報通信技術）」
					37	P60	本文最下段 平成27(2015)年⇒「2015(平成27)年」に改める。	「平成27(2015)年に」より「2015(平成27)年に」の方が適切ですのでご意見のとおりとします。	P64	1行目	「2015(平成27)年」
6	P72	LGBTなどの性的少数者 方向性の中で、同姓パートナーシップ制度について、検討を行いますと書いていて、取組目標では制定と書いていて、どちらが正しいのか。	P62	また、社会的な存在として、家族として尊重し認める「同姓パートナーシップ制度」について、調査、検討を行います。					P65	イ 4行目～5行目	また、社会的な存在として、家族として尊重し認める「同姓パートナーシップ制度」について、調査、検討を行います。
					38	P63	東日本大震災は2011年であり、カットすべき	「東日本大震災」は市民意識調査にも記載されていたので計画案のとおりとします。	P66	4行目	計画案のとおり
					39	P63	方向性 さまざまな人権課題と新たな人権課題に分けられたい。	全体の整合性から、さまざまな人権課題と新たな人権課題に分けて対応します。	P66	方向性	「ア 多様な人権課題への対応 さまざまな人権課題への対応には、一人ひとりの人権が尊重されるよう、個々の問題に対する正しい理解と認識ができるよう、人権教育講座「山びこ」など多様な機会を通して正しい情報を提供するとともに、啓発を進めます。 イ 新たな人権課題への認識と対応 新たな人権課題への認識と対応ができる体制、仕組みを整備するとともに、新たな人権課題の早期解決に取り組めます。」
					40	P64	1 推進体制 推進体制を具体的に記載されたい。	ご意見のとおり変更させていただきます。情報提供の集約と人権に係る現状・問題の把握できる体制整備を加えます。	P67	1 推進体制 本文4行目～5行目	「また、関係部局等からの情報提供を集約し、人権に係る現状・問題の把握ができる体制を整えます。」
7	P74	審議会において進捗状況を報告して、PDCAサイクルを回していくのが今の常識ではないか。	P64	3 第2次計画の進行管理と検証 本計画を具体的に推進し、人権教育及び人権啓発推進本部での進行管理を行うため、毎年、本基本計画に基づく人権施策実施プログラムにおいて各指標の達成度合いや人権侵害件数の客観的データを参考に検証・評価を行うとともに、その結果をもとに新たな人権課題の発掘にも取り組み、その早期解決をめざします。また、生駒市人権施策審議会に報告するとともに、幅広く市民の意見を反映させるためさまざまな人権に関する情報と意見の収集を進めます。	41	P64	3 第2次計画の進行管理と検証 PDCAサイクルを具体的に、記載されたい。	ご意見のとおり変更させていただきます。	P67	3 第2次計画の進行管理と検証 本文2行目～	「本基本計画を具体的に推進し、人権教育及び人権啓発推進本部で進行管理を行うため、毎年、本基本計画に基づく人権施策実施プログラムを策定します。また、当プログラムにおいて成果指標を定め、各指標の達成度合いや人権侵害件数の客観的データに基づき検証・評価を行います。 また、幅広く市民の意見を反映させるため調査等を通してさまざまな人権に関する情報と意見を収集するとともに、生駒市人権施策審議会において、検証・評価結果を踏まえ、人権に係る現状・問題の把握、分析、課題抽出、課題への対応等を行う、いわゆるPDCAサイクルを推進し、必要に応じて本計画の見直しを行います。」

